

1. 事業名	仙台市木材流通加工施設整備支援事業
2. 事業目的	仙台市内における木材産業の活性化及び市産材流通促進に向けた市内木材加工量の増加を図る。
3. 補助対象者	市内に本社を置く、木材加工を生業とする事業者
4. 補助対象事業等	事業内容 ・市内工場への製材施設の整備
	採択基準 ・仙台市内に本社を置く事業者であること ・施設整備箇所が仙台市内であること ・過去1年以内に導入していること。(なお、当該事業は第8条第2項の例外とする。) ・受給後3年間、市産材活用量(素材消費量又は製材品生産量)を年1回報告することに同意すること。
5. 補助対象経費	機械購入に係る費用及び電気工事等の機械設置に係る費用(支払済の前金等を含む)。他の補助金を受給する場合は、その補助金額を差し引いた残りの費用。ただし、消費税を除いた額とする。
6. 助成の内容	補助対象経費の1/2以内(上限10,000千円) ※千円未満の端数は切り捨てとする
7. 添付書類	(第7条第2項第5号で規定する書類等) ・機械等のカタログ等 ・事業実施箇所の計画位置図 ・見積書等、費用が分かるもの ・市産材活用量の増加に関する宣誓書 (第13条第4号で規定する書類等) ・業者からの請求書及び支払済領収書の写し ・導入した機械等の設置状況がわかる写真
8. 備考	令和8年4月(経済局長決裁)